

中野市建築工事における週休2日工事实施要領

施行 令和6年9月4日

(主旨)

第1 この要領は、建築工事における建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休2日工事の実施にあたり必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

- ① 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ② 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（現場作業が完了した日）までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 4週8休以上

- ① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- ② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（対象工事）

第3 この要領は、市が入札公告等を行う建築工事のうち、発注者が週休2日工事に取り組むことを指定した工事を対象とする。ただし、応急仮設住宅の建設等の緊急を要する工事や地域の実情等により現場閉所（現場休息）が困難な工事は対象外とすることも可能とするが、選定にあたっては、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

（発注方式）

第4 発注方式は、発注者指定方式（発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する工事（通期の週休2日は必須））とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

（積算方法）

第5 週休2日工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、工事費を積算する。

（1）当初設計時

当初の予定価格において、月単位の4週8休以上を前提に第6(1)～(3)により労務費を補正し、工事費を積算する。

（2）変更設計時

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上に満たない場合は、補正係数を第6(1)「通期の週休2日工事（4週8休以上）」及び(2)(3)における表の補正率を「通期の週休2日工事」に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

(補正の方法)

第6 次の各号に掲げる単価の労務費に対して、以下の補正係数を乗じて補正する。

(1) 複合単価の補正

現場閉所（現場休息）の状況に応じて、以下の補正係数を乗じる。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

種 類	補正係数
月単位の週休2日工事（4週8休以上）	1.04
通期の週休2日工事（4週8休以上）	1.02

(2) 市場単価及び補正市場単価の補正

現場閉所（現場休息）の状況に応じて、表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「全館無人改修」、「執務並行改修」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（1）により、「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）による。執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）ロ、基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

(3) 物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）の補正

現場閉所（現場休息）の状況に応じて、表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A-2 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休2日工事		通期の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休2日工事		通期の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンドینگ	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休2日工事		通期の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧ファンパ-類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパ-等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

(実施方法等)

第7 週休2日の実施方法等は、以下のとおりとする。

(1) 発注方法

発注者は、週休2日工事の対象工事である旨を入札公告、設計書等に明示する。

なお、あらかじめ週休2日の対象外とする内容に該当する期間については、設計書等に記載する。

(2) 適正な工期の確保

発注者は、全体の工程に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど、週休2日を実施する上で必要な工期の設定を行う。

(3) 週休2日の確認方法等

① 工事着手前

ア 監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した総合施工計画書等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

イ 監督員は、対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者との協議により決定する。

ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整した上で総合施工計画書等を作成する。

エ 受注者は、現場閉所（現場休息）日として予定した日にやむを得ず作業を行う場合は、前日までに監督員と協議し承諾を得る。

② 工事着手後

ア 監督員は、実施工程表や工事記録等により現場閉所（現場休息）の実施状況を確認する。

イ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した実施工程表等を受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。

ウ 工事契約後、週休2日の対象としていた期間において、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀無くされる期間（工事事務等による不稼働期

間、天災に対する突発的な対応期間等）が生じる場合は、受発注者間で協議して週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定し、受注者は、変更後の総合施工計画書に、発注者は、変更契約時の設計書（現場説明書等）に対象外とする期間を明示する。

(4) 工事現場への掲示

受注者は、別紙を参考に週休 2 日を実施する工事である旨を工事現場に明示する。

(5) 工事成績評定

発注者は、週休 2 日の達成状況に応じた工事成績評定を行うとともに、受注者が週休 2 日を達成したことを認めた場合、工事成績評定通知書又は履行実績証明書（様式 1）により週休 2 日の達成を証明するものとする。

(6) その他

発注者は、受注者側に週休 2 日に取組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、中野市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程第 5 条に基づき、市長に報告するものとし、受注者が市長から入札参加資格停止の措置があった場合は、工事成績評定において減点を行うものとする。

附 則

(適用期日)

この要領は、令和 6 年 9 月 4 日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

工事現場における週休2日の実施の明示について

(1) 明示方法

下図を参考に掲示板を作成し、工事現場に設置することとする。

(2) 明示内容

「週休2日を実施する旨」、「発注者、受注者の連絡先」を明記する。

(3) 掲示板の大きさ

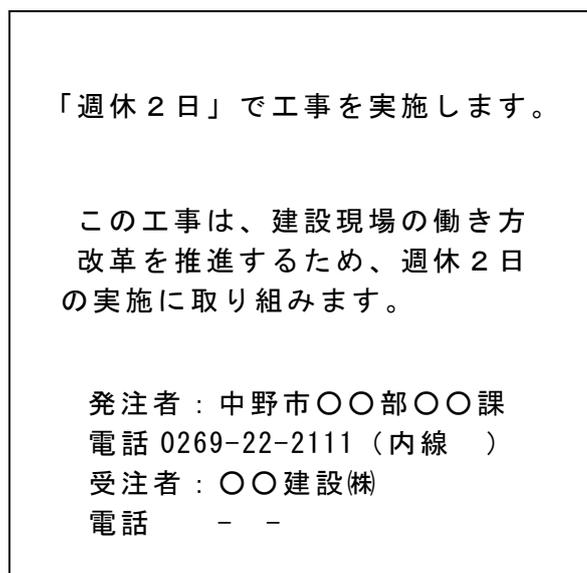
工事件名板（1.1m×1.4m）程度とする。

(4) 設置位置

現場内及び近傍の工事関係者及び公衆が見やすい場所で、かつ、第三者等へ危害を与えない場所とする。

(5) 掲示板に関する費用

各部の積算基準に基づき定めた取扱いにより計上するものとする。



掲示板参考図

第 号
令和 年 月 日

（業者名） 様

中野市長 印

週休2日工事履行実績証明書

下記の工事において、週休2日を達成したことを証明します。

記

- 1 工事名
- 2 箇所名
- 3 工期
- 4 主任（監理）技術者名
- 5 竣工日